春は火災のシーズン

早い通報　少ない損害

春とともにまた火災のシーズンがやってきました。そこで全国春の火災予防週間も去る二月二十八日から三月十三日まで実施されています。

火災は毎年一月から四月までの春の季節が一番多く、特に雪国では冬囲いや、積雪による避難口の封鎖のため死傷者も多く出ています。

大館市における昨年の火災統計をのぞいてみますと、発生は五一件、焼失戸数六六（内住家三六）で、その損害見積額は三千九百万円を越えるありさまです。この統計から月別の発生状況をみますと、四月は最高で九件、次いで三月の七件と年中の一、二位をこの季節で占め、損害額でも四割近い額を示しています。

このように、一寸の不注意から大切な財産を灰にしているわけですが、本年は更に昨年以上の多発が予想されています。既に本年の一―二月の火災の発生件数は七件に及び昨年同期との比較では実に三倍半となっています。

そこで市消防署では、声を大にして次のことがらを呼びかけ、徹底した注意と、協力をのぞんでいます。

▽火事は最初の一分間が大切です。自分で消す、消しきれないときは近所に手伝ってもらう、それでも駄目なときにはじめて消防へ頼むという習慣は絶対にやめること。火事になったら先ず第一に消防へ連絡する手配をしてからできるだけ消火に努める。最寄の電話で〝火事〟と云えば即時専用電話で連絡できる仕組になっています。

▽伝達をかけ放しての一寸の外出もけること。

▽乾燥期でストーブ煙突の飛火による火事が多い。破損のものは勿論便用をやめ掃除は勿に行うこと。

▽融雪とともに道路が狭くなり、消防活動を大きく阻害するのでの事がらを行って下さい。

▽自宅前の道路や水路、消火栓、貯水槽、池などは勿論（八番）へ連絡して下さるよう附近の雪消しをして下さい。

▽冬囲いは、火災の延焼をはしいままにするのと、避難口をふさいでいるので、死傷の原因となるから、できるだけ早くとり除くこと。

消防署では特殊予防査察を行っていますが、皆さん方も近所で火災予防上危険と思われることがあったら、お互いに注意し合って下さい。それが不都合なときは消防署（四三）へ連絡して下さるよう協力を要望しています。

雪割をしたものは、消防活動に支障のない場所へ排除すること。

〝納税貯蓄組合〟

楽な気持で納税を

国の、県の、そして市の、行政を行う原動力となるものは、なんといっても直接に、或は間接に私達が負担する税金で賄われます。私達が、この義務を果すことによって、権利を主張し、秩序ある、そして明るい社会生活が営めるわけです。云ってみれば、納税の義務も、結局は私達自身のためのものであるといえます。当市の納税成績は、皆様の理解ある御協力のおかげで相当な実績を示し、市の誇るべき大事な特徴を見逃がすことのないように、土地、家屋の所有者は期間中に課税台帳をごらん下さい。

もし、この台帳に登載された評価額その他について不服な点があれば、納税者は三月一日から、三月三十一日までの間に、市の固定資産評価審査委員会に対して審査の請求を行うことができます。（審査の請求は文書をもって行わなければなりません。用紙は課税課又は各支所に備えてあります。）

固定資産税とは市が土地、家屋及び機械設備（いわゆる償却資産）の価格（この価格は適正な時価とされている）を課税標準として、その所有者に対して課税する地方税です。

市では、それぞれ皆さんに縦覧していただくために、この昭和三十三年度の評価額は、向う三ケ年、即ち昭和三十五年度まで据えおき行うものでなく、今年から三年ごとに行われることになっています。

この評価決定された価格を家屋の所有者は期間中に課税台帳をごらん下さい。

もし、この台帳に登載された評価額その他について不服な点があれば、納税者は三月一日から、三月三十一日までの間に、市の固定資産評価審査委員会に対して審査の請求を行うことができます。（審査の請求は文書をもって行わなければなりません。用紙は課税課又は各支所に備えてあります。）

固定資産課税台帳

縦覧は二十日まで

◇◇◇　あなたの固定資産評価額が変りました　◇◇◇

固定資産税とは市が土地、家屋及び機械設備（いわゆる償却資産）の価格（この価格は適正な時価とされている）を課税標準として、その所有者に対して

城の分は各支所において、それぞれ皆さんに縦覧していただくために、この昭和三十三年度の評価額は、向う三ケ年、即ち昭和三十五年度まで据えおき行うものでなく、今年から三年ごとに行われることになっています。

この評価決定された価格を家屋の所有者は期間中に課税台帳をごらん下さい。

もし、この台帳に登載された評価額その他について不服な点があれば、納税者は三月一日から、三月三十一日までの間に、市の固定資産評価審査委員会に対して審査の請求を行うことができます。（審査の請求は文書をもって行わなければなりません。用紙は課税課又は各支所に備えてあります。）

引揚者給付金

認定は四割弱

担保貸付希望の申出

三十二年四月から施行されています「引揚者給付金支給法」による、市の取扱、認定給付の状況は次のようなっています。（）内は人員

受付四二八世帯（一二三九）内県出張課、書類送済の四〇五世帯（一一六八）、認定された一一五世帯（四五五、内給付金（国庫債券）の交付された二二世帯（八四）で交付額（額面）百七五万三千円となっています。

受付数と送付数との差三件は書類の不（主として在外事実証明）によるものですが、送付数に対して認定された割合は現在四割に満たないので係では関係筋へ早急な処理方を要請しています。

認定者に対する国庫債券の交付は認定通知後約三〇―五〇日となっているので、認定された一二八世帯に対しては近々交付されることになりましょう。

また、引揚者遺族給付金については受付数一三〇件で内認定されたもの三〇件となっていますが、これに対する国庫債券は本月中には交付される予定です。

引揚者国庫債券の担保貸付について

引揚者及び遺族給付金は、国庫債券によって給付されますが、これを担保にして次のような貸付制度がありますから債券受領者で借入を希望される方は民生課へ申出て下さい。

「額面金額の九割以内、但し綿額五万円以内」

貸付の優先順位　①厚生資金を借入し、返済未了者（厚生資金返済に充てる者）②生業資金として心要ある者。詳しくは民生課へお問合せ下さい。

救援ありがとう

被災者十一世帯五十三名

二月六日午後一時、御坂属手拭一二本、日赤秋田支部夕称東海林アパート（所有者小坂為三郎）が失火焼失し、越後昭三、東海林ナホ、斉藤米三郎、高橋吉雄、下坂勇二、下総四四郎、三沢富雄、武田徳太郎、大和金蔵、大西甚三郎永井チヨ以上十一世帯五十三名が罹災されたので、市では殊に成田留吉さんは満州からの引揚者、以前留吉さんの兄がこの町内の方々にお世話になったことを感謝に感じ、また先に禁出火しして自米二斗をよせられたことなどは、同町内の方々を感動させています。

この火災に早速おとせ頂いた多数の方々の御厚志に対し紙上を以て心から感謝とお礼を申上げます。

公営住宅

簡耐で二四戸

市では住宅地の開発、不燃都市建設、不良住宅の改修などの目的をおり込んだ、住宅建設の特定計画を樹立、三十三年度から三ケ年計画で第二種簡易耐火構造、一棟六戸建一戸当十坪の公営住宅を、獅子森住宅地開発をめざして同地への建設を図っておりましたが、関係筋との話合がまとまりましたので、とりあえず三十三年度において四棟二四戸の建設を行うことになりました。予定されている建設の位置は、昭和三十一年に建設した木造第一種、二種住宅六八戸の西側、この地域は西風が強く火災発生の際は延焼の危険があるので、防火壁として高い一段もかね、考えられているものです。建築費は国庫補助六分の四、県六分の一、市六分の一。

市街地域を対象とした五〇組合を設立し、その健全な育成強化を図ることにしています。

無理なく納税できるように皆んなで納税貯蓄組合をつくりましょう。

〝第二次審査〟

赤ちゃンコンクール

市ではさきに、乳児の集団検診を、五月五日に行われる全国赤ちゃんコンクール、大館市選とかねて行いましたが、第一次予選をパスした健康優良赤ちゃんは七十六名もの多きを数え、関係者をよろこばせておりますが、市では第二次審査を来る十一、十二日の両日（午後一時から三時三十分まで）公立大館病院小児科で行い、その中から十五名まで大館市優良赤ちゃんとして決めることになりました。予選通過者にはそれぞれ通知もの場合がないと誤りませんので予め知っておきましょう。

▽第一期＝三一年七月一日から同年十二月末までの出生者と同年一月一日から六月末の出生者で昨年秋接種なかった者。

▽第二期＝四月小学校に入学する者で昨秋未接種者▽第三期＝三月小卒者で昨年未接種者

ジフテリヤ▼第一期＝三年三月一日から八月末までの出生者と、三一年九月一日から三二年二月末までの出生者で昨年未接種者▼第二期＝三一年六月一日から十一月末までの出生者と、三一年十二月一日から三二年五月末までの出生者で第一期を完了した者▼第三期＝四月小学校に入学する者

腸チフス、パラチフス▼初回免疫＝二九年一月一日から同年十二月末までの出生者と、三年一月一日現在で満四才から六才までの者で初回免疫を完了していない者▼追加免疫＝満六才までの初回免疫完了者

春の予防接種該当者

三月末から四、五、六月に亘って実施される予防接種の該当者は次のとおりです通知もの場合がないと誤りませんので予め知っておきましょう。

▽第一期＝三一年六月一日から十一月末までの出生者と、三一年十二月一日から三二年五月末までの出生者で昨年未接種者▼第二期＝三一年六月一日から十一月末までの出生者と、三一年十二月一日から三二年五月末までの出生者で第一期を完了した者▼第三期＝三一年三月小卒者で昨年未接種者

百日咳▼第一期＝三一年六月一日から十一月末までの出生者と、三一年十二月一日から三二年五月末までの出生者で昨年未接種者▼第二期＝三一年三月小卒者

人口動態

（本表は届書の移送関係を調整したものである）

区分	昭24	昭25	昭26	昭27	昭28	昭29	昭30	昭31	昭32
出生	1884	1787	1490	1787	1406	1279	1147	1061	1119
死亡	655	660	616	533	500	483	418	422	436
自然増加	1229	1127	874	1254	906	796	729	639	683
乳児死亡	181	177	157	117	101	87	61	47	59
死産	174	188	229	142	140	101	145	131	130
婚姻	626	499	431	490	528	467	471	484	532
離婚	82	72	74	73	56	75	63	55	68

―⑩―

は秋田県臨時人口調査（5月）昭和31，32年は住民登録人口（10月）他24，26，28各年については推計による。各調査とも客体把握の定義が異なるので実質的には比較に無理のあることを留意されたい。

下表は市の総世帯10019について、その居住住宅の種類及び所有関係について見たものである。ここでは住居の種別を①住宅、②寄宿舎、③下宿屋、④その他（非住宅）に分け、①の住宅については、更にその所有関係と利用畳数を調査している。従ってこの表から戸数を見る場合、住宅居住者計の世帯数から間借世帯を減ずれば、住宅戸数即ち住家としての建物数とみて大差ないものとなります。

住居の種類別世帯数及び利用畳数

（昭和30年国勢調査）

地区	持家		借家		間借		給与住宅		住宅居住者計		寄宿舎	下宿屋	その他	非住宅	普通世帯	準世帯
	世帯数	畳数	世帯数	畳数	世帯数	畳数	世帯数	畳数	世帯数	畳数						
総数	7701	203388	856	11721	1025	10374	314	5494	9896	230977	8	2	113	123	10019	172
大館	3329	78358	748	10257	814	8241	200	3554	5091	100410	7	2	60	69	5160	148
釈迦内	984	24590	50	633	50	473	55	932	1139	26628	—	—	—	—	1139	6
長木	601	19345	13	170	13	114	23	424	650	20053	1	—	26	27	672	5
上川沿	436	12300	5	48	9	106	2	22	452	12476	—	—	2	2	454	—
下川沿	557	15284	5	42	14	126	5	84	581	15536	—	—	14	14	593	2
二井田	510	13737	4	33	2	12	2	16	518	13798	—	—	—	—	518	—
真中	390	11682	3	37	1	4	4	74	398	11797	—	—	—	—	398	—
十二所	894	28092	28	501	122	1298	23	388	1067	30279	—	—	11	11	1067	11